

富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」の派遣に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」(以下ゆずにゃんという。)の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣基準)

第2条 ゆずにゃんを派遣する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、着ぐるみのみの貸し出しは行わない。

- (1) 町または公共的団体が、主催する事業・催事及びメディア出演等の公共性の高いイベント・活動
- (2) 不特定多数の町民や、来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業・催事
- (3) 町内の保育園、幼稚園、小中学校等で開催される事業・催事
- (4) ゆずにゃんの知名度、意義を高めると町長が認める事業・催事
- (5) その他、町長が特に必要と認める事業・催事

(派遣の承認)

第3条 ゆずにゃんの派遣を申請しようとする者(以下申請者という。)は派遣を希望する日の3月前から14日前までに富士川マスコットキャラクター「ゆずにゃん」派遣申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 町長は、派遣の承認をするときには富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」派遣承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(派遣時間)

第4条 出演時間は1回30分以内で、1日2回までとし同一事業・催事への2日以上派遣はできないものとする。

2 ただし、町長が特に必要と認めた場合は、派遣及び出演時間を変更することができる。

(派遣の人員)

第5条 ゆずにゃんの派遣人員は、原則として着用者1名及び補助者1名とする。

(派遣費用)

第6条 派遣費用は、無料とする。

(派遣に係る条件)

第7条 派遣をした場合であっても、雨天の場合は屋外での出演は行わない。

2 申請者は駐車場、控室（出入口幅90cm以上）を用意するものとする。

（責任の制限）

第8条 派遣により申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害が生じることが生じることがあっても、町は一切その責任を負わない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。